

医政発0526第11号
職発0526第6号
社援発0526第15号
老発0526第4号
平成28年5月26日

都道府県知事
政令市・中核市長
地方厚生（支）局長
都道府県労働局長

」 殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省職業安定局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」の一部改正について

「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文」に基づき我が国に入国するベトナム人看護師、ベトナム人介護福祉士、ベトナム人看護師候補者及びベトナム人介護福祉士候補者の受入れの仕組み及びその運営に関する基本的事項の留意点等については、「「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」

（平成25年3月6日医政発0306第5号、職発0306第5号、社援発0306第6号、老発0306第5号）により示しているところである。当該通知については、今般、4月8日付け「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針」の改正を踏まえ、別添1の新旧対照表のとおり改正し、別添2を適用することとしたので、御了知願いたい。